



茨城県報

第 85 号

令和 2 年 (2020 年) 3 月 5 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
(公 安 委 員 会)	
●交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則……………	1
告 示	
●指定障害児通所支援事業者の指定更新 (障害福祉課) ……………	2
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定更新 (障害福祉課) ……………	2
●青少年に有害な図書等の指定 (青少年家庭課) ……………	2
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (中小企業課) ……………	3
●木材業者等としての登録票の書換え (2 件) (林政課) ……………	4
●道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) ……………	5
●道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) ……………	5
●海岸保全区域の指定 (港湾課) ……………	6
●使用料の徴収事務の委託 (2 件) (都市整備課) ……………	8
公 告	
●肥料の登録 (農業技術課) ……………	8
●肥料登録有効期間の更新 (農業技術課) ……………	9
●都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) ……………	10
指 示	
(茨城海区漁業調整委員会)	
●漁業法に基づく指示……………	10
正 誤	
●平成元年 2 月 23 日付け茨城県報号外第 17 号中……………	11
●令和 2 年 2 月 20 日付け茨城県報第 81 号中……………	11

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 3 号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 5 日

茨城県公安委員会委員長 鬼 澤 邦 夫

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成21年茨城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1日立の部十王駅前交番の項中「(十王団地を除く。)」を削り、同表竜ヶ崎の部中「佐貫駅前交番」を「龍ヶ崎市駅前交番」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1竜ヶ崎の部の改正規定は、令和2年3月14日から施行する。

告 示

茨城県告示第196号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和2年3月5日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0852400043	放課後等デイサービス遊学館守谷教室	茨城県守谷市松前 台三丁目21番1 東横第8ビル2階	株式会社アイライフ	茨城県常総市水海道 森下町4501番地	令和2年 3月1日	放課後等デイサービス

茨城県告示第197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和2年3月5日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810101725	愛正会記念茨城福祉医療センター	茨城県水戸市元吉田町一里塚東1872番地	社会福祉法人愛正会	茨城県高萩市大字 下手綱字大谷口 1951番地の15	令和2年 3月29日	短期入所

茨城県告示第198号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

令和2年3月5日

茨城県知事 大井川 和彦

種類	題名	発行所等	指定理由
書籍	裏マニアックスー極太裏事典ーMAX	株式会社三オブックス	・著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

茨城県告示第199号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和2年3月5日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレイアトレ土浦

土浦市有明町1番30号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和2年1月27日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和2年1月16日

2 市町村の意見

事 項	土浦市からの意見の概要
・雇用について	・地元から優先的雇用と安定雇用について配慮願います。

理 由
・地域雇用確保への協力として。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第200号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和2年3月5日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール土浦

土浦市上高津367番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

令和 2 年 1 月 27 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和 2 年 1 月 16 日

2 市町村の意見

事 項	土浦市からの意見の概要
・雇用について	・地元から優先的雇用と安定雇用について配慮願います。

理 由
・地域雇用確保への協力として。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第201号

茨城県木材業者等登録条例 (昭和36年茨城県条例第 6 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録票の書換えを行った。

令和 2 年 3 月 5 日

茨城県知事 大井川 和 彦

区 分	登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
						所在地	名 称		
変更前	1087	H30. 8. 1	水戸市住 吉町168 番地	鈴 木 崇 朗	(株)水戸建親 センター	住所に同じ	商号に同じ	販売業	
変更後	同上	同上	同上	青 木 孝 輔	同上	同上	同上	同上	

茨城県告示第202号

茨城県木材業者等登録条例 (昭和36年茨城県条例第 6 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録票の書換えを行った。

令和 2 年 3 月 5 日

茨城県知事 大井川 和 彦

区 分	登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
						所在地	名 称		
変更前	2065	H30. 8. 1	常陸太田 市上高倉 町549	小 池 利 憲	(株)小池住建	住所に同じ	商号に同じ	製材業, 建 設業	
変更後	同上	同上	同上	小 池 大 允	同上	同上	同上	同上	

茨城県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年3月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月5日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 笠間緒川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延 長	摘 要
東茨城郡城里町大字徳蔵字石橋沢430番3 から 東茨城郡城里町大字徳蔵字石橋沢428番2 まで	旧	最大 最小	9.9 6.1	73	
	新	最大 最小	14.1 9.4	73	現道拡幅

茨城県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年3月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月5日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延 長	摘 要
取手市小文間字利根耕地94番4地先から 取手市小文間字台南耕地5699番2地先ま で	旧	最大 最小	35.3 16.9	240	
	新	最大 最小	54.6 17.9	240	区域追加

茨城県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年3月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 5 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 笠間緒川線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡城里町大字徳蔵字石橋沢430番3から
東茨城郡城里町大字小勝字大藤1780番34まで
- 3 供用開始の期日 令和 2 年 3 月 5 日

茨城県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 2 年 3 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 5 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 125号
- 2 供用開始の区間 つくば市寺具字中西865番1地先から
つくば市寺具字五三耕地1630番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 2 年 3 月 7 日

茨城県告示第207号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和 2 年 3 月 5 日

茨城県知事 大井川 和彦

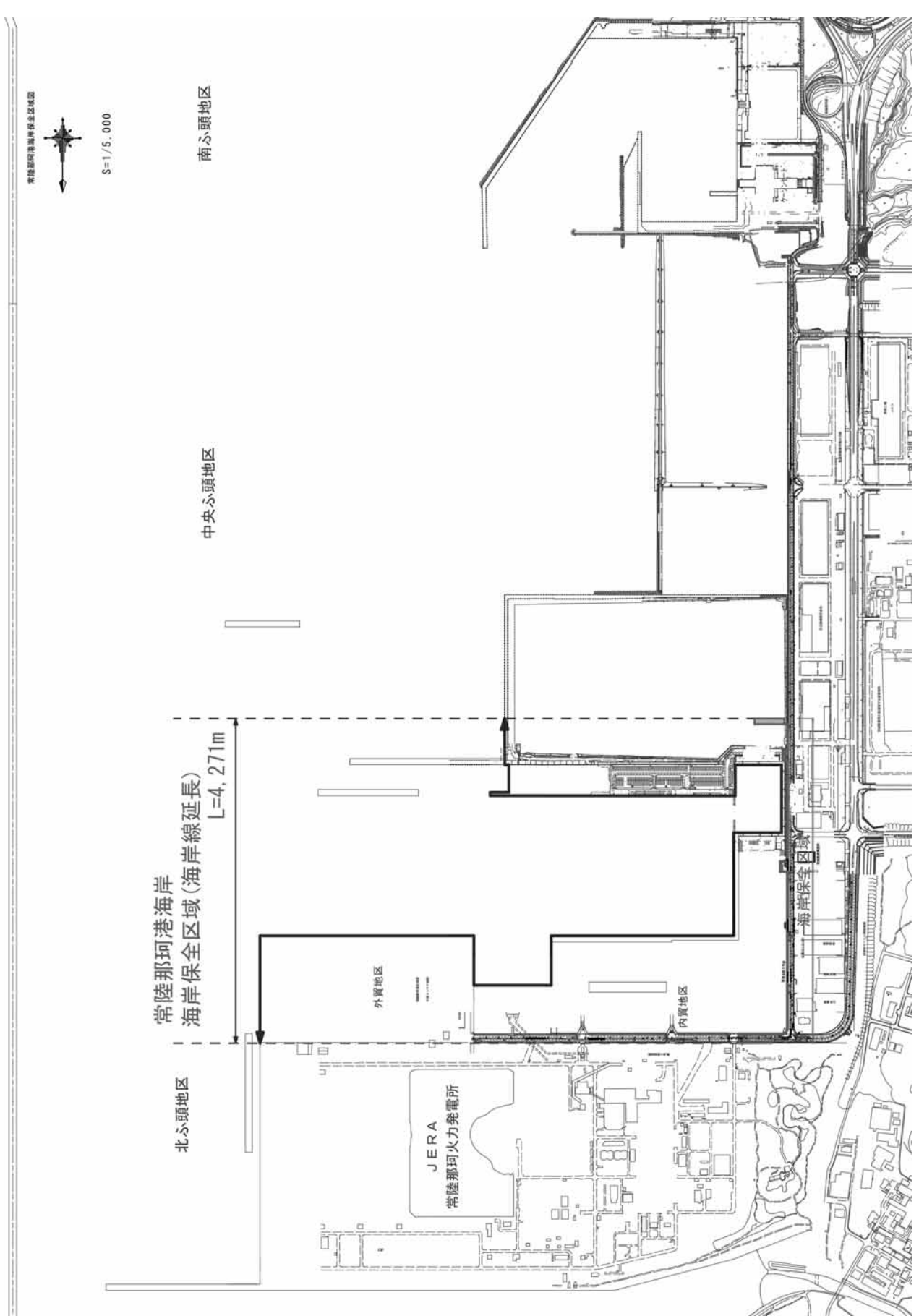
1 指定区域

県名	沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長
茨城県	茨城沿岸	常陸那珂港海岸	照沼地区海岸	4,271m

別紙平面図のとおり

2 関係図書の閲覧場所

茨城県土木部港湾課及び茨城県茨城港湾事務所



茨城県告示第208号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年3月5日

茨城県知事 大井川 和彦

1 受託者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8番地8 株式会社 セブンドリーム・ドットコム

2 委託事務の内容

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）別表第1中の偕楽園本園，偕楽園好文亭及び弘道館に係る使用料の徴収事務

3 委託期間

令和2年1月31日から令和2年3月31日まで

茨城県告示第209号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年3月5日

茨城県知事 大井川 和彦

1 受託者の住所及び氏名

東京都品川区大崎1丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー17階
株式会社 ローソンエンタテインメント

2 委託事務の内容

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）別表第1中の偕楽園本園，偕楽園好文亭及び弘道館に係る使用料の徴収事務

3 委託期間

令和2年2月4日から令和2年3月31日まで

公 告

●肥料の登録

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和2年3月5日

茨城県知事 大井川 和彦

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%) その他の規格	生産業者		有効期限
				氏名又は名称	住所	
茨城県 第1270号	乾燥菌体肥料	カゴメの恵みM	窒素全量 6.0 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制限 事項は公定規格のとおり。	カゴメ株式会 社	愛知県名古屋市中区錦3丁目14 番15号	令和4年 11月19日
茨城県 第1271号	乾燥菌体肥料	プリマ菌体肥料 2号	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制限 事項は公定規格のとおり。	プリマハム株 式会社	東京都品川区東 大井三丁目17番 4号	令和4年 11月25日

●肥料登録有効期間の更新

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料について登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和2年3月5日

茨城県知事 大井川 和彦

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%) その他の規格	生産業者		更新した 有効期限
				氏名又は名称	住所	
茨城県 第1145号	なたね油か す及びその 粉末	5.3菜種粕ペレ ット	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0 該当なし	株式会社中村 商会	東京都中央区日 本橋本石町三丁 目1番7号	令和8年 2月14日
茨城県 第1164号	混合有機質 肥料	混合有機431	窒素全量 4.0 りん酸全量 3.0 加里全量 1.0 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制限 事項は公定規格のとおり。	株式会社中村 商会	東京都中央区日 本橋本石町三丁 目1番7号	令和8年 2月22日
茨城県 第1177号	化成肥料	キセキ有機入り 複合肥料575号	窒素全量 5.0 りん酸全量 7.0 内く溶性りん酸 6.0 加里全量 5.0 内く溶性加里 4.9 内く水溶性加里 2.0 く溶性苦土 1.5 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制限 事項は公定規格のとおり。	株式会社キセ キ関東甲信越	茨城県稲敷郡阿 見町大字阿見 4818番地	令和5年 1月28日
茨城県 第1178号	配合肥料	グアノ配合	窒素全量 1.0 りん酸全量 11.5 加里全量 11.1 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制限 事項は公定規格のとおり。	株式会社中村 商会	東京都中央区日 本橋本石町三丁 目1番7号	令和8年 2月6日
茨城県 第1253号	混合有機質 肥料	混合有機質 541 号	窒素全量 5.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制限 事項は公定規格のとおり。	太田油脂株式 会社	愛知県岡崎市福 岡町字荒追28番 地	令和4年 12月21日

●都市計画の図書の縦覧

北茨城都市計画ごみ焼却場の決定に伴い、北茨城市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 5 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
ごみ焼却場（1号 高萩市・北茨城市広域ごみ処理施設の決定）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

---

指 示

---

（茨城海区漁業調整委員会）

茨城海区漁業調整委員会指示第6号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 2 年 3 月 5 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 大川 雅 登

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした生き餌を用いた釣りをしてはならない。

| 区 域                                 | 禁 止 期 間        |
|-------------------------------------|----------------|
| 北緯36度50分以北の茨城県海面                    | 4月1日から11月30日まで |
| 北緯36度32分以北から<br>北緯36度50分より南の間の茨城県海面 | 1月1日から12月31日まで |
| 北緯36度00分以北から<br>北緯36度32分より南の間の茨城県海面 | 4月1日から11月30日まで |
| 北緯35度52分以北から<br>北緯36度00分より南の間の茨城県海面 | 4月1日から10月31日まで |
| 北緯35度52分より南の茨城県海面                   | 4月1日から11月30日まで |

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした生き餌を用いた釣りをさせてはならない。
  - 3 この指示の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。
- ~~~~~

## 正 誤

平成元年 2 月 23 日 付 茨 城 県 報 号 外 第 17 号 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る。

| ページ | 行      | 誤                                                                                               | 正                                                                                                 |
|-----|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2   | 上から 28 | 岩井市大字岩井字旧境内、愛宕脇、四ツ家後、愛宕社、本町西側、本町、本町東側、仲町西側、仲町東側、仲町、新町西側、新町東側、土手向、花立、土手向東側、桜下、原口西側、原口東側、稲荷久保の各一部 | 岩井市大字岩井字愛宕脇、愛宕社、四ツ家後、本町、本町東側、本町西側、仲町、仲町東側、仲町西側、東横町角、新町東側、新町西側、土手向、花立、宅地尻、桜下、稲荷久保、原口、原口東側、原口西側の各一部 |
| 2   | 上から 31 | 大字辺田字原口、経塚、外記塚、原新、三本松、三角、伊平裏、宅地脇、原前、上大久保、香取前、入脇、入、大久保、向地、前畑、堀ノ内、丹後作、サシキ、宅地脇の各一部                 | 大字辺田字原口、原、原新、外記塚、三本松、三角、伊平裏、宅地脇、前畑、原ノ前、入脇、香取前、向地、大久保、宅地附、堀ノ内、丹後作、さしきの各一部                          |



令 和 2 年 2 月 20 日 付 茨 城 県 報 第 81 号 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る。

| ページ | 行     | 誤  | 正  |
|-----|-------|----|----|
| 11  | 上から 3 | 終了 | 実施 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,210 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)